

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

一般社団法人 島根県医師会

一般社団法人 島根県医師会（以下、「本会」といいます。）は、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

1 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

2 利用目的

本会は、特定個人情報等を税務手続・社会保障手続のためだけに取扱います。本会が患者さんの特定個人情報等を取り扱うことはありません。

3 安全管理措置に関する事項

本会は、「特定個人情報等取扱規程」を別に定め、以下をはじめとする特定個人情報等の安全管理措置を講じます。

- (1) 本会は、特定個人情報等保護管理体制として、会長の責任の下、庶務担当副会長を保護責任者、事務局長を管理者とし、会計担当責任者を事務取扱担当者として監督を行います。
- (2) 本会は、特定個人情報等が適切に取り扱われるよう、特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者に対して、定期的な点検を行います。
- (3) 本会は、本基本方針及び内部規程に違反する兆候があれば迅速に確認を行うとともに、違反行為が判明したときは会長に報告し、調査、原因究明、情報主体等への報告及び再発防止策の公表等の必要な対応を迅速に行います。
- (4) 本会は、特定個人情報等の重要性に鑑み、漏えい、滅失又は毀損の防止のため

に、厳格な物理的・技術的安全管理措置を講じます。

4 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び内部規程を継続して見直します。

5 質問等の窓口

本会における特定個人情報等の取扱いに関する質問等への問合せ先として、下記の窓口を設けます。

島根県医師会事務局

TEL : 0852-21-3454

E-mail : office@ns.shimane.med.or.jp

附則

(施行期日)

- 1 この基本方針は、平成 27 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 平成 28 年 11 月 20 日一部改正、平成 28 年 1 月 31 日施行